

(一社) 和歌山県サッカー協会
一般社団法人和歌山県サッカー協会旅費規程

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会事業に伴う各種旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

【旅費の種類】

第2条 旅費の種類は、次の2種類とする。

- (1) 県内旅費
- (2) 県外旅費

【適用の範囲】

第3条 この規程に示す基準は、一般社団法人和歌山県サッカー協会事業実施に伴い派遣した役員や講師、審判員などに適用する。ただし、特別に配慮を要する場合はこの限りではない。

また、視察については国民体育大会出場の場合は種別委員長を含む理事2名までを適用対象とする。その他の全国大会については種別委員長1名のみを適用対象とする。

【旅費の区分】

第4条 旅費の区分は、交通費及び宿泊料とする。

【交通費】

第5条 交通費は、次の基準により支給する。

- (1) 県内交通費は、別表（県内交通費表）の通りとする。
- (2) 県外交通費は、鉄道運賃又は航空運賃のなかで一般的に利用される合理的な経路により計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他やむを得ない事由が起こった場合はこの限りではない。
- (3) 鉄道運賃においてグリーン料金は原則として支給しない。
- (4) バス、タクシー等の交通機関で、特に必要と認めるときは、その実費を支給する。
- (5) 原則は公共交通機関の利用とするが、やむを得ない理由により車を利用する場合は、20円/Kmで算出した燃料代を交通費として支給する。

【宿泊料】

第6条 宿泊料は、次の基準により支給する。

- (1) 県内宿泊料は、一泊当たり8,000円を上限とし、実費を支給する。
- (2) 県外宿泊料は、一泊当たり10,000円を上限とし、実費を支給する。

【旅費の分担】

第7条 旅費の全部又は一部について他から支給される場合には、この規程により計算さ

(一社) 和歌山県サッカー協会
れた金額の差額を支給する。

【委任】

第8条 この規程に定めのない事項に関しては、理事会で決定する。

【改廃】

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

【附則】

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年11月10日から施行する。